

令和8年2月24日開会

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和8年第1回

# 杵築市議会定例会議案

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※



## 目 次

議案第 1 号	令和 8 年度杵築市一般会計予算	－ 予算書 1 ページ －
議案第 2 号	令和 8 年度杵築市ケーブルテレビ事業特別会計予算	－ 特別会計予算書 1 ページ －
議案第 3 号	令和 8 年度杵築市国民健康保険特別会計予算	－ 特別会計予算書 5 ページ －
議案第 4 号	令和 8 年度杵築市後期高齢者医療特別会計予算	－ 特別会計予算書 9 ページ －
議案第 5 号	令和 8 年度杵築市介護保険特別会計予算	－ 特別会計予算書 13 ページ －
議案第 6 号	令和 8 年度杵築市水道事業会計予算	－ 公営企業会計予算書 1 ページ －
議案第 7 号	令和 8 年度杵築市工業用水道事業会計予算	－ 公営企業会計予算書 3 ページ －
議案第 8 号	令和 8 年度杵築市下水道事業会計予算	－ 公営企業会計予算書 5 ページ －
議案第 9 号	令和 8 年度杵築市立山香病院事業会計予算	－ 公営企業会計予算書 7 ページ －

- 議案第10号 令和7年度杵築市一般会計補正予算（第11号）  
－ 補正予算書 1 ページ －
- 議案第11号 令和7年度杵築市ケーブルテレビ事業特別会計補正  
予算（第4号）  
－ 補正予算書 9 ページ －
- 議案第12号 令和7年度杵築市国民健康保険特別会計補正予算（  
第2号）  
－ 補正予算書 13 ページ －
- 議案第13号 令和7年度杵築市後期高齢者医療特別会計補正予算  
（第2号）  
－ 補正予算書 17 ページ －
- 議案第14号 令和7年度杵築市介護保険特別会計補正予算（第4  
号）  
－ 補正予算書 21 ページ －
- 議案第15号 令和7年度杵築市水道事業会計補正予算（第4号）  
－ 補正予算書 25 ページ －
- 議案第16号 令和7年度杵築市立山香病院事業会計補正予算（第  
3号）  
－ 補正予算書 27 ページ －
- 議案第17号 杵築市行政組織条例の一部改正について  
－ 議案書 5 ページ －
- 議案第18号 杵築市コミュニティセンター条例の一部改正につい  
て  
－ 議案書 7 ページ －

- 議案第 19 号 杵築市特別職の職員の給料月額の特例措置に関する条例の一部改正について - 議案書 9 ページ -
- 議案第 20 号 杵築市職員の給与の特例に関する条例の制定について - 議案書 11 ページ -
- 議案第 21 号 杵築市国民健康保険税条例の一部改正について - 議案書 14 ページ -
- 議案第 22 号 杵築市企業立地促進条例の一部改正について - 議案書 20 ページ -
- 議案第 23 号 杵築市漁港管理条例の一部改正について - 議案書 22 ページ -
- 議案第 24 号 杵築市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について - 議案書 25 ページ -
- 議案第 25 号 杵築市過疎地域持続的発展計画の変更について - 議案書 28 ページ -
- 議案第 26 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について - 議案書 29 ページ -
- 議案第 27 号 市道の路線認定について - 議案書 32 ページ -

- 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和 7 年度杵築市一般会計補正予算 (第 1 0 号)  
) - 議案書 35 ページ -
- 報告第 2 号 専決処分の報告について - 議案書 36 ページ -

議案第 17 号

杵築市行政組織条例の一部改正について

杵築市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 24 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

## 杵築市行政組織条例の一部を改正する条例

杵築市行政組織条例（平成20年杵築市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項に次の1号を加える。

（8） 公共施設のマネジメントに関すること。

第2条第4項中第5号を削り、第6号を第5号とする。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第18号

杵築市コミュニティセンター条例の一部改正について

杵築市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月24日提出

杵築市長 永松 悟

記

杵築市コミュニティセンター条例の一部を改正する  
条例

杵築市コミュニティセンター条例（平成29年杵築市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1 東山香地区コミュニティセンターの項中「杵築市山香町大字広瀬311番地8」を「杵築市山香町大字広瀬512番地」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 19 号

杵築市特別職の職員の給料月額の特例措置に関する条例の一部改正について

杵築市特別職の職員の給料月額の特例措置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 24 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市特別職の職員の給料月額の特例措置に関する  
条例の一部を改正する条例

杵築市特別職の職員の給料月額の特例措置に関する条例（平成29年杵築市条例第6号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和2年4月1日から令和7年10月22日まで」を「令和8年4月1日から令和8年9月30日まで」に、「574,000円」を「779,000円」に、「524,000円」を「628,800円」に、「464,000円」を「562,600円」に改める。

附則に次の1項を加える。

（失効）

4 この条例は、令和8年9月30日限り、その効力を失う。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 20 号

杵築市職員の給与の特例に関する条例の制定について

杵築市職員の給与の特例に関する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 24 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

## 杵築市職員の給与の特例に関する条例

### (給与月額の特例)

第1条 令和8年4月1日から令和8年9月30日までの間（以下「特例期間」という。）においては、杵築市職員の給与に関する条例（平成17年杵築市条例第41号。以下「給与条例」という。）別表第1の適用を受ける職員（令和8年4月1日以降に新たに職員となった者及び適用を受ける職員の区分が定年前再任用短時間勤務職員である職員を除く。以下「一般職員」という。）の給料月額の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に100分の1.5を乗じて得た額を減じた額とし、杵築市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成17年杵築市条例第42号）及び杵築市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年杵築市条例第219号）の適用を受ける職員の給料月額は、一般職員の例による。ただし、手当の額及び勤務1時間当たりの給与額（給与条例第16条の規定を適用する場合における勤務1時間当たりの給与額を除く。）の算定の基礎となる場合を除く。

2 特例期間においては、前項の規定の適用を受ける職員の給与条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給与条例第20条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額に12を乗じた額を、1週間当たりの勤務時間に52を乗じた時間数から市長が別に定める日の勤務時間数を差し引いた時間数で除して得た額に当該職員に該当する前項に定める率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

### (杵築市職員の育児休業等に関する条例の特例)

第2条 特例期間においては、杵築市職員の育児休業等に関する条例（平成17年杵築市条例第29号）第22条の規定の適用

については、同条中「給与条例第20条」とあるのは、「杵築市職員の給与の特例に関する条例（令和8年杵築市条例第号）第1条第2項」とする。

（杵築市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の特例）

第3条 特例期間においては、杵築市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年杵築市条例第28号）第17条第3項の規定の適用については、同項中「同条例第20条」とあるのは、「杵築市職員の給与の特例に関する条例（令和8年杵築市条例第号）第1条第2項」とする。

（端数計算）

第4条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（失効）

2 この条例は、令和8年9月30日限り、その効力を失う。

議案第 2 1 号

杵築市国民健康保険税条例の一部改正について

杵築市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 4 日 提出

杵築市長 永 松 悟

記

## 杵築市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

杵築市国民健康保険税条例（平成17年杵築市条例第129号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「（介護納付金」という。）」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- （4） 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第3項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の1項を加える。

- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に、「100分の10.50」を「100分の8.42」に改める。

第5条第1号中「第7条の2」の次に「、第10条の5」を加え、「22,000円」を「16,700円」に改め、同条第2号中「11,000円」を「8,350円」に改め、同条第3号中「16,500円」を「12,525円」に改める。

第10条の次に次の4条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第10条の2 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.31を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第10条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について900円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第10条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第10条の5 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 600円
- (2) 特定世帯 300円
- (3) 特定継続世帯 450円

第24条第1項中「並びに同条第4項」を「、同条第4項」に改め、「17万円)」の次に「並びに同条第5項の子ども・子育て支援納付金課税額からキ及びクに掲げる額を減額して得た額」を加え、同項第1号イ(ア)中「15,400円」を「11,6

90円」に改め、同号イ（イ）中「7,700円」を「5,845円」に改め、同号イ（ウ）中「11,550円」を「8,768円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について630円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 420円

（イ） 特定世帯 210円

（ウ） 特定継続世帯 315円

第24条第1項第2号イ（ア）中「11,000円」を「8,350円」に改め、同号イ（イ）中「5,500円」を「4,175円」に改め、同号イ（ウ）中「8,250円」を「6,263円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について450円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 300円

（イ） 特定世帯 150円

（ウ） 特定継続世帯 225円

第24条第1項第3号イ（ア）中「4,400円」を「3,340円」に改め、同号イ（イ）中「2,200円」を「1,670円」に改め、同号イ（ウ）中「3,300円」を「2,505

円」に改め、同号に次のように加える。

- キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について180円
- ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
  - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 120円
  - (イ) 特定世帯 60円
  - (ウ) 特定継続世帯 90円

第24条第2項に次の1号を加える。

- (3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
  - ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 135円
  - イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 225円
  - ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 360円
  - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 450円

第24条第3項に次の2号を加える。

- (7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第10条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支

援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第10条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

附則第9項、第10項及び第12項から第19項までの規定中「、第8条」の次に「、第10条の2」を加える。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の杵築市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 2 2 号

杵築市企業立地促進条例の一部改正について

杵築市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 4 日 提出

杵築市長 永 松 悟

記

## 杵築市企業立地促進条例の一部を改正する条例

杵築市企業立地促進条例（平成23年杵築市条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（杵築市税特別措置条例の一部改正）
- 2 杵築市税特別措置条例（平成17年杵築市条例第81号）の一部を次のように改正する。  
第7条第1項及び第2項中「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

議案第 23 号

杵築市漁港管理条例の一部改正について

杵築市漁港管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 24 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市漁港管理条例の一部を改正する条例

杵築市漁港管理条例（平成17年杵築市条例第163号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

269円
1,750円
2,600円

を

」

「

274円
1,800円
2,650円

に改める。

」

別表第2中

「

172円
131円
120円
120円
81円
147円
96円
172円
56円
69円

を

81円
132円

」

「

175円
133円
122円
122円
83円
149円
96円
175円
57円
70円
83円
134円

に改める。

」

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 2 4 号

杵築市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

杵築市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

## 杵築市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

杵築市消防団員等公務災害補償条例（平成17年杵築市条例第188号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「10,000円」に改め、同号ただし書中「14,500円」を「15,000円」に改め、同条第3項中「100円」を「433円」に改め、「、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を」を削り、「第3号から第6号まで」を「第2号から第5号まで」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表団長及び副団長の項中「12,900円」を「13,340円」に、「13,700円」を「14,170円」に、「14,500円」を「15,000円」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「11,300円」を「11,670円」に、「12,100円」を「12,500円」に、「12,900円」を「13,340円」に改め、同表部長、班長及び団員の項中「9,700円」を「10,000円」に、「10,500円」を「10,840円」に、「11,300円」を「11,670円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の杵築市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行

の日以後に支給すべき事由の生じた杵築市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

## 議案第 25 号

### 杵築市過疎地域持続的発展計画の変更について

杵築市過疎地域持続的発展計画の一部を変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 10 項の規定において準用する同条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 24 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市過疎地域持続的発展計画 新旧対照表（別冊）

## 議案第 26 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

次のとおり辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 24 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

# 総合整備計画書

大分県杵築市<sup>かみ</sup>上辺地  
(辺地の人口 788 人 面積 40.5 k m<sup>2</sup>)

## 1 辺地の概況

### (1) 辺地を構成する町又は字の名称

杵築市山香町大字 日指、久木野尾、南畑

### (2) 地域の中心の位置

杵築市山香町大字日指 1 5 4 6 番地

### (3) 辺地度点数

1 9 1 点

## 2 公共的施設の整備を必要とする事情

当該辺地は、杵築市西端の山間へき地に位置し、過疎化が進んでいる地域である。

### (1) 道路・橋梁

市道重永吉野渡線は、総延長 5.6km、地域住民が買い物や病院等の旧山香町中心部へ向かう際のアクセス道路としての役割や隣接する他の集落へ移動するための生活道路である。もともと幅員が約 2.5m と狭小でカーブが多く、車両通行に支障をきたしていたことから、順次道路拡張等整備を進め、旧山香町中心部までのアクセス時間の短縮や通行車両及び歩行者の危険性を解消し、生活道路としての利便性の向上を図る必要がある。

### (2) 公民館その他の集会施設

当該辺地のコミュニティセンターは、昭和 52 年に建設され、40 年以上経過しており、老朽化が激しい状況である。

そこで、当該辺地にある閉校した旧小学校校舎を利用した移転改修を行うことで、地域づくりや地域福祉活動などをより発展させ、更なる地域コミュニティの活性化・地域の自立性向上を図るために当施設の整備を行う必要がある。

### 3 公共的施設の整備計画

令和8年度から令和12年度までの5年間

(単位 千円)

区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 地対策事業債の 予定額
施設名	事業主体		特定財源	一般財源	
〔交通通信〕 市道 重永吉野渡線 L=230m	杵築市	78,702	40,500	38,202	38,100
〔公民館その他の集 会施設〕 上地区コミュニティ センター	杵築市	100,000	50,000	50,000	47,500
合計		178,702	90,500	88,202	85,600

議案第 27 号

市道の路線認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により次のように認定する。

令和 8 年 2 月 24 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

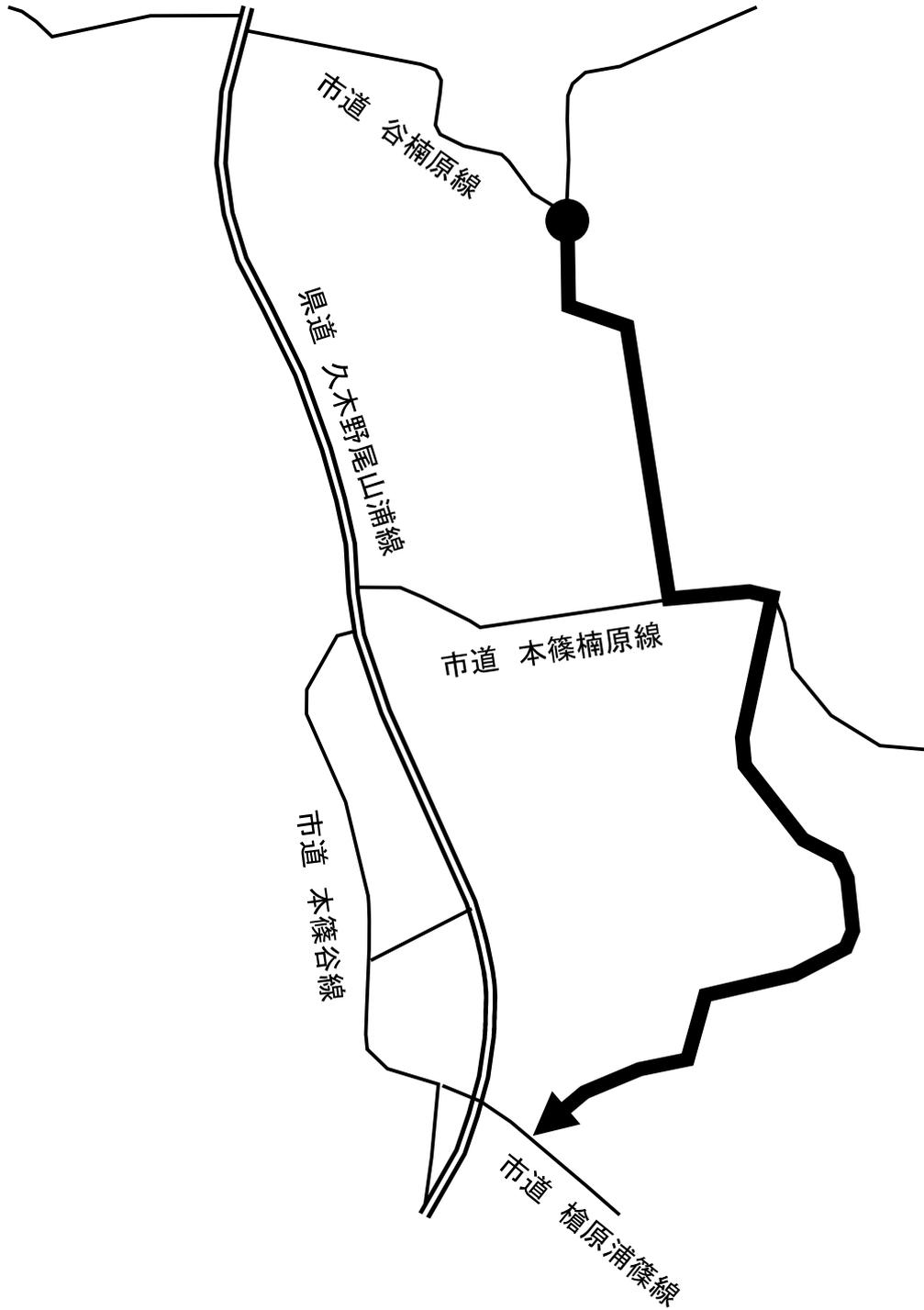
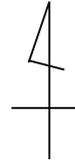
## 1 認定する路線

路線名	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	起 点	備考
			終 点	
谷本篠線	620.0	6.0 ~ 11.5	杵築市山香町大字山浦字谷 2829 番 2 地先 杵築市山香町大字山浦字本篠 2912 番 地先	

認定

たにもとしのせん  
谷本篠線

L = 620.0m  
W = 6.0m ~ 11.5m



## 報告第 1 号

### 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 8 年 2 月 24 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

令和 7 年度杵築市一般会計補正予算（第 10 号）・・・別冊

## 報告第2号

### 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のように専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月24日提出

杵築市長 永 松 悟



事故の責任割合は、市が100%となり、相手方車両の修繕料490,932円を市が相手方に支払う。

